

令和4年

第12回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和4年第12回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和4年8月4日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時00分

4 閉 会 午後2時55分

5 出席者 教育長 安田 浩幸

委 員 吉村 昌之

岩佐 信宏

大塚和歌子

伊勢 昌弘

奥 真由美

6 説明のための出席者

教育次長 伊藤 真人 教育次長 和田 渉

総務課長 元野 隆史 高校教育課長 佐藤 進

特別支援教育課長 佐々木 孝紀 文化財保護室長 武藤 祐浩

7 会議に付した事項

議案第32号 令和5年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について

議案第33号 令和5年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について

議案第34号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

8 可決した事項

議案第32号 令和5年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について

議案第33号 令和5年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について

議案第34号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

9 報告事項

(1) 令和5年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について

(2) 令和5年度秋田県立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和4年第12回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は4番伊勢委員と5番奥委員にお願いします。

はじめに、議案第32号「令和5年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第32号「令和5年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について」説明概要

- ・ 県立高等学校の教科用図書については、設置者である県教育委員会が採択することとなっている。
- ・ 5月下旬に、高校教育課長を委員長として「高等学校教科書調査研究委員会」を組織し、各教科用図書の内容等に関する調査研究資料を作成した。
- ・ 6月17日に、当該資料を各高校に配付するとともに、各校において「教科書調査研究委員会」を設置するよう指示した。
- ・ この「教科書調査研究委員会」は、教頭を委員長として各教科主任等によって構成されている。この委員会では、高校教育課から配付された「調査研究資料」と文部科学省発行の「教科書目録」及び各教科書会社から学校へ送付されている「見本本」を参考に、自校の教育方針や生徒の実態等に即して、最も適切と思われる教科書を選定する。各校からの報告書は7月13日までに高校教育課へ提出されている。
- ・ 「高等学校教科書調査研究委員会」では、各校から提出された報告書に記されている希望教科書とその選定理由、また、各校の教育課程表と照らし合わせてその妥当性を審査し、必要に応じて各高校へ指導・助言を加えている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【大塚委員】

保健体育の教科書を見ました。自分が歯科医師なので、歯のこと、口のことを見るんですが、たった2ページで終了し、掲載しているのも生活習慣と絡めたところだけでした。日常生活で口のことに関心がないというのは、やはりそうだなと思いながら、もっと増えてくれないかなあと個人的に思いました。

【吉村委員】

まず、選定されるのに大変御苦労いただきましてありがとうございます。特に選定されたものに対して何か言うことはありませんが、選定が終わった後、結局、この教科書がどうだったのかというのは、多分確認はされているんでしょうけれども、それが私たちに知られることはないのでしょうか。この教科書がどうだったのか、良かったのか悪かったのか、そういう評価というのは、一般の方が見ることはできるのでしょうか。

【高校教育課長】

まず、各学校では、教科書選定に関しての反省はされております。その反省等を生かして、

次年度の教科書選定の際に、より良いものを選ぶという態勢で行っておりまして、選定の理由や、前の教科書と比較して良い点等は、報告として私たちの方に上がってきております。ただし、それを一般の方々にお知らせするような機会はこれまでありませんでした。必要とあれば、考えなければならないかもしれません。

【吉村委員】

子どもたちがそれを見て、僕たちの教科書が良かったのかなと言うことはないかもしれないんですけども、このように関わらせてもらっている中で、この教科書はどうだったんだろうというのは、ちょっと気になることもあります。全部が全部分かるということはないと思うんですけども、やはり、これだけの教科書があって、それぞれの学校で別々の教科書を選んでいるということは、それなりの理由があって選ばれているということですので、使ってどうだったのかというのは、少し知ってみたいと思います。

【高校教育課長】

御指摘のとおりだと思います。各学校の方にも、教科書の選定に関して生徒に何らかの形で還元できるように、声をかけていきたいと思います。なお、先ほど提示いたしました高等学校教科書第二部には、文部科学省の検定教科書ではなく、どうしてもそれが無い場合に、一般図書という形で使用しているものも申告されておりますが、この中で、教科書を選定した理由等を簡潔に書いております。必ずしも前年度の反省が書かれていないものもありますけれども、前年度よりはこちらの方がいいのでこれを出している等、選定の理由が紹介できるかと思えます。

【奥委員】

今のお話にありましたように、選定理由の記載があるのが、どちらかというと実技が主で、例えば英語や数学等、主要教科はここにはないようなんですが、これは実技の教科についての理由をまとめたものなののでしょうか。主要教科についてはないのでしょうか。

【高校教育課長】

学校からは全ての教科について報告が上げられております。ここに載っているのは、検定以外の教科書に関して、検定されていないのになぜこれを選んでいるのかというところをはっきりさせる必要があるために、理由を載せております。

【安田教育長】

理由は県の方には届いているということです。

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第32号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第32号を原案どおり可決します。

次に、議案第33号「令和5年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

議案第33号「令和5年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について」説明概要

- ・ 県立特別支援学校の教科用図書については、設置者である県教育委員会が採択することとなっている。
- ・ 特別支援学校については、児童生徒の障害の種類やその程度、発達段階等に即した教科用図書を採択することとしている。
- ・ 採択する教科用図書は、教科ごとに「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」、「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」の3種類の中から1種類の教科用図書を採択することになる。
- ・ 文部科学省検定済教科書は、小・中学校等で使用している教科書であり、知的に遅れの無い視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の児童生徒が小・中学校等と同様の学習をする場合に使用する。
- ・ 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書は、視覚障害者用の点字版のほか、聴覚障害者用、知的障害者用がある。
- ・ 学校教育法附則第9条で規定する教科用図書は、絵本等の一般図書であり、知的障害の程度が重く、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」や「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」では、内容を十分に理解することが難しい場合、絵本等を教科書として使用する。視覚障害のための拡大図書と文部科学省著作教科書の点字版以外の点字教科書も一般図書扱いになる。
- ・ 今年度、小学校については令和元年度に採択されたものと同じものを採択する。中学校については令和2年度に採択されたものと同じものを採択する。
- ・ 文部科学省著作教科用図書は、「視覚障害者用〔点字版〕」、「聴覚障害者用」、「知的障害者用」のいずれも一部の教科について作成されており、児童生徒の実態に応じて、必要なものを採択している。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

I C T化ということで、デジタル化した教科書を使った事例もあるのでしょうか。

【特別支援教育課長】

デジタル教科書というのは、例えばパソコンやタブレット端末で見ることができるものがあります。児童生徒の発達の状況あるいは障害の状況によっては、例えば普通の紙の教科書とデジタル教科書の両方を使った方が理解しやすい子どもさんもいますし、状況を見て、その子に合った教科書の使い方を、学校で判断して使用しております。したがって、どちらかという両方併用して活用した方が効果がある、ということは学校から聞いております。

【吉村委員】

それでは、今あるものをデジタル化した、置き換えただけという形なんですね。例えば、それ専用に使ってきた業者のものを採用するということは今の段階では考えておりますか。

【特別支援教育課長】

今の段階では、教科書の中にあるもののデジタル化をしているボランティア団体、教科書会社がありますので、そちらの方でデジタル化したものを活用することがメインの状態です。ただ、大分I C T化が進んでおりますし、子どもたちもタブレット端末を持っておりますので、そちらの方は今後進んでいくと思っております。

【吉村委員】

希望としては、そういうものを使うことによって、例えば視覚、聴覚障害の子どもが同じ場で学ぶことができれば、とても良いことだと思います。そういうものが新しい技術でできれば良いと思ひまして、質問させていただきました。

【特別支援教育課長】

様々な形のものが出てくると思いますので、そちらの方の活用を積極的に考えていければと思います。

【奥委員】

特別支援学校の教科書の捉え方について、普通の国語や英語の教科書というイメージだったんですが、今、内容を見せていただくと、例えばカードやドリル、辞典等も教科書という枠の中で採択されているようです。通常私たちが捉えている教科書とは、捉え方が異なる、より広い解釈になるということによろしいのでしょうか。

【特別支援教育課長】

はい。「文部科学省検定済教科書」は、いわゆる小中学校の教科書です。それから、「文部科学省著作教科書」は、内容的には少し簡単なのですが、そちらの教科書でも難しい子どもたち

もいます。絵本はやはり子どもたちにとって理解もしやすいし、絵や写真等、非常に興味深いものもたくさん載っておりますので、そういうものを活用して、教科の勉強を少しずつ進められるように、様々な教科書を活用しております。

【奥委員】

養育という視点もあるということでしょうか。

【特別支援教育課長】

はい。

【奥委員】

分かりました。ありがとうございます。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第３３号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第３３号を原案どおり可決します。

次に、議案第３４号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第３４号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」説明概要

- ・ 文化財保護審議会は、文化財の指定等、文化財の保存と活用に関する重要事項について、諮問に応じて調査審議し、答申する。委員は、秋田県文化財保護条例第４５条第３項に基づいて教育委員会が任命する。
- ・ ７月の教育委員会会議で臨時の委員が承認されているため、現在の委員総数は１３名である。この内、高橋秀晴委員の任期が９月７日までとなっているため、その再任について諮るものである。

- ・ 高橋委員は、県立大学総合科学教育研究センター教授でセンター長も兼ねている。プロレタリア文学や秋田県にゆかりのある近代作家を研究しており、さきがけ新聞で昨年8月まで70回にわたり「瀧の文学散歩 八百年の時空を巡る」が連載された。本県における日本近代文学研究の第一人者であり、県では、有形文化財の文芸関係資料、特に昨年と一昨年は近世の資料についても御指導いただいた。この分野を担当できるのは高橋委員しかいないため、再任をお願いしたいと考えている。
- ・ 現在4期目で、再任を認めていただくと5期目となり、任期は令和6年9月7日までとなる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

文化財保護審議会で、最近では何を審議されているのでしょうか。

【文化財保護室長】

昨年、一昨年と高橋先生に御指導いただきながら、吉川五明の俳書を指定しております。一昨年は、秋田市立中央図書館明徳館にある五明文庫というまとまったものを、昨年は、それ以外で県の機関等が所蔵してるものを指定しております。

【吉村委員】

審議会がどういうことをされているのかを知ると興味が湧きます。お聞かせいただきましてありがとうございます。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第34号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第34号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の「令和５年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「令和５年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」説明概要

- ・ 検査日は１２月２４日（土）である。出願資格については、これまでに引き続き全県一区とするとともに、県外枠を設けている。募集する学校及び定員は、昨年度と同様、大館国際情報学院中学校と横手清陵学院中学校が各７０名、秋田南高等学校中等部が８０名である。選抜結果の通知は、令和５年１月６日（金）に各受検者と小学校長に通知する。
- ・ 令和５年度秋田県立中学校入学者選抜実施要項について、選抜方法は、適性検査・作文・面接である。適性検査は、令和４年度入学者選抜から、「放送による検査を含む、国語、社会、算数、理科、外国語（英語）の教科横断的な内容」と変更している。検査時間は、これまでと同じく５０分としている。作文の検査時間は４５分となっているが、各県立中学校で異なる出題内容としている。面接については、「個人面接」又は「集団面接」若しくは「個人面接及び集団面接」としている。
- ・ 入学願書、受検票は、昨年度から、写真を出願前６か月以内のものとしている。また、新型コロナウイルス感染症への対応等緊急な連絡が必要な場合に備え、入学願書の下欄に緊急連絡先を追加した。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【奥委員】

入試後の点数の開示予定はないでしょうか。

【高校教育課長】

受験生本人からの申し出があれば、本人に対して開示しております。

【奥委員】

それはこれまでもそうだったのでしょうか。

【高校教育課長】

はい。

【奥委員】

それは適性検査の方だけですよね。作文は点数化しているかどうか教えてください。

【高校教育課長】

適性検査だけでなく作文の方も開示しております。御本人にお伝えしております。

【奥委員】

面接の方はいかがでしょうか。

【高校教育課長】

面接は特にやっておりません。

【奥委員】

そうすると、一般的な最低点数等も開示はしないということでしょうか。あくまで個人の点数だけでしょうか。

【高校教育課長】

特に必要と思われるものを個人にのみ開示しておりますので、平均点等は出しておりません。

【吉村委員】

面接って難しいなと思うんですね。先生方の面接試験の時も、立ち合わせていただいて、見たり聞かせていただくと難しいなと思います。それに、人と喋るのが苦手な人も得意な人もいらっしゃいますし、準備ができていない人もできている人もいます。中学生の面接は、主に何を見るのでしょうか。

【高校教育課長】

面接の内容に関しては各学校で考えているところでありますけれども、普通に我々がよく考えている、例えば、本校を選んだ理由、志願動機、抱負、小学校のときに頑張ってきたことや、入学後に頑張りたいこと等、一般的な質問項目であり、特に奇を衒ったものは考えておりません。

【吉村委員】

面接が苦手でも、光るものを持っている子もいらっしゃると思うので、よく見ていただければと思います。

【奥委員】

個人に点数の開示をするとお聞きしたんですが、受検生は、聞けば教えてもらえるということ把握しているものなののでしょうか。

【高校教育課長】

特に広報をしているわけではありません。行政文書に関しての情報公開請求というのがございますので、それを行えば点数が分かるんですけれども、こちらの方で、大々的にお知らせしているということではありません。

【奥委員】

分かる方もいらっしゃるし、分からない方もいらっしゃるということですよ。

【高校教育課長】

高校入試のように教科の試験という扱いではなくて、適性検査という括りですので、点数を出すことは前提として考えていなかったということもあります。

【奥委員】

点数の開示は、どのように開示されるのでしょうか。

【高校教育課長】

点数開示は答案をお見せしております。問題の中に答えを書き込むような形式になっておりますので、それを御覧いただきます。

【奥委員】

採点した後の答案を見せるということでしょうか。

【高校教育課長】

点数等が部分的に記載されておりますので、見れば分かるようになっております。

【奥委員】

点数の開示を求められたケースは、そんなに多くないのでしょうか。

【高校教育課長】

それほど多くはありません。

【奥委員】

ありがとうございました。

【大塚委員】

「受検」の「検」の字は、検査の「検」なんですね。普通の「受験」ではなくて、検査の「検」になってるのは、適性検査ということなんだなと実感しました。

【高校教育課長】

はい。検査だということです。

【安田教育長】

次に、報告事項の「令和5年度秋田県立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会

公告等について」 高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「令和５年度秋田県立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」説明概要

- ・ 入試制度の変更に伴い、選抜の種類、入学願書の提出期間、実施教科、出願資格が昨年度から変更されている。
- ・ 選抜の種類について、１次募集において特色選抜と一般選抜を行い、１次募集において欠員が生じた場合は、２次募集を実施する。
- ・ 入学志願者検査日について、１次募集は、令和５年３月７日（火）であり、実施教科は、全日制の課程、定時制の課程共通で、５教科である。２次募集は３月２２日（水）に実施する。
- ・ 募集する学校名、学科名及び定員について、「全日制の課程」では、県北地区で２５名の減、中央地区で５０名の減、県南地区で３５名の減、合計で１１０名の募集定員の減となっている。「定時制の課程」における募集定員に変更はない。「通信制の課程」について、募集定員等、昨年度からの変更はない。
- ・ 令和５年度入学者選抜は制度の変更があり、令和５年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項については、３月２３日に各中学校、各高等学校へ送付し、併せて報道機関へ公表した。それ以降において、大きな変更点はない。
- ・ 要項に「６ 新型コロナウイルス感染症への対応」の記載を加えた。
- ・ 出願書類の提出期間は、令和５年２月２日（木）から２月７日（火）としている。入試の一本化に伴い１回に高校が受け取る出願書類が増加するため、これまでより出願期間を一週間早めている。学力検査等実施日は令和５年３月７日（火）、追検査実施日は令和５年３月１０日（金）としている。
- ・ 令和５年度入試からは、全ての受検者が５教科の同一の学力検査を受けることになり、「特色選抜」と「一般選抜」の併願が可能となっている。
- ・ 「１次募集入学願書」として、「志願学科」の欄で、「特色選抜」、「一般選抜」の志願学科及び併願の有無について記入することとした。志願者はこの願書１枚で「特色選抜」と「一般選抜」の両方に出願することが可能となる。
- ・ 各校の選抜方法の詳細は、令和４年９月３０日（金）までに、各校のホームページ及び「美の国あきたネット」のホームページに「秋田県公立高等学校入学者選抜における求める生徒像及び選抜方法等」として公表する予定である。
- ・ 完成した実施要項については、９月１６日（金）までに「美の国あきたネット」のホームページに公表する予定である。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

調査書の配点で、195点という中途半端な配点の学校が結構な校数あるもんですから、故あってのことだと思いますが、その理由を教えてください。

【高校教育課長】

195点というのは、65かける3です。65というのが、中学校の各教科の評定を5段階で出しておりまして、全部で9教科あるんですけども、国数英理社の5教科以外の教科を倍の点数にして出す調整評定値というのがございます。それで計算すると、1年の最高点が65点になりますので、3学年分かけると全部で195点になります。

【岩佐委員】

勉強になりました。

【大塚委員】

今度から入試制度が変わって、非常に細やかな対応が必要だと思われます。子供たちにとっては、1番最初の人生の大イベントだと思うので、親も子も必死だと思います。どうぞよろしくお願いします。

【奥委員】

学校によって配点等に差があるんですけども、学校で先生たちが内容をしっかり把握して、それを生徒や保護者に細かく、詳しく伝えていく時間を設けて、入試に向かわせていくという態勢が取られているのでしょうか。

【高校教育課長】

紙でも出しますし、期限を区切って、各校の入試に関わる内容をホームページでアップして、公開される状態にしております。それらを見ていただいて確認をしていただくことになるのでですけども、それとは別に中学校の先生方には、9月16日に説明会を実施して、内容の周知をしていきたいと考えています。

【奥委員】

非常に細かく、複雑な感じがするので、親御さんも生徒さんも、捉えていくのが難しいのかなと感じました。

【吉村委員】

特色選抜を実施するに伴って求める生徒像を出して、非常に有意義だなと思っておりましたが、9月30日にホームページに公開するというのは、正しい時期なののでしょうか。皆さん御存知のように、子どもたちは学校で三者面談等を行って、進学を希望する学校を決めているはずなんですけれども、9月30日というのは、既に今更な話であって、子どもたちは、塾の先生の方がどういう学校なのかをよく知っていると話します。それはすごい残念な話であって、早い子だと、2年生からどこに進学するか決めている子どももいらっしゃると思うん

ですよね。そう考えると、最初、「求める生徒像」が出たときに非常に良いなあと思ったんですけれども、その発表はいつになるのかと思っておりました。9月30日という時期が正しいのか、ちょっと疑問に思います。

【高校教育課長】

9月30日までに公開するということですので、早く出せる学校は出しても構わないことになっております。それから、案ということで、大体の形を昨年の12月に出しております。ですから、確定版は9月30日までと申しておりますけれども、一定程度、この学校はどのような形で入試をやるのかということが、一応伝わっていることになっております。

【吉村委員】

私たちもその報告を受けておりますので、そのときに良いなと思ったんですよ。私は4月あたりから出てくるものだと思っておりました。当然、1年くらい前には子供たちにも知らせるぞという意気込みで行かれるんだろうなと思ったんですけれども、9月ということで、すごく残念だなと思いました。学校に合った子どもたちが欲しいという学校の思いも出せるし、子どもたちも行きたい学校を自分たちで探していける、良いことだと思ったんですけれども残念だなと思います。

【安田教育長】

早く出せるもので、広報できるものは、これからしていけばいいかなと思います。いずれにせよ、入試制度が変わりますので、丁寧に説明しながらやっていかなきゃならないなと思います。お気づきの点があれば、またいろいろ言っていただければと思います。

予定された案件は以上ですが、他に何かございませんでしょうか。

他になれば、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。